

# 飯島町森林整備計画 変更計画書 (案)

変更年月日 令和4 (2022) 年4月1日

〔 自 平成30年4月1日  
計画期間  
至 令和10年3月31日 〕

長野県  
飯島町

## 変 更 内 容

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け 法律第 249 号）に基づき、飯島町森林整備計画を変更する。  
なお、飯島町森林整備計画の変更は、令和 4（2022）年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

### 変更理由

- ① 森林の転用・編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ② 立木の伐採（主伐）の標準的な方法の留意事項の追加
- ③ 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準及び区域の変更
- ④ 特に効率的な施業が可能な森林の基準及び区域の新設
- ⑤ 鳥獣害防止森林の区域の変更



# 目 次

## I 基本的事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
  - (1) 地域の概況
  - (2) 森林・林業の現状
  - (3) 森林・林業の課題
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
  - (1) 地域の目指すべき森林資源の姿
  - (2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・P9

## II 森林の整備

### 第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・P10
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・P10
- 3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・P13

### 第2 造林

- 1 人工造林・・・・・・・・・・・・・・・・P14
  - (1) 対象樹種
  - (2) 方法
  - (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
- 2 天然更新・・・・・・・・・・・・・・・・P15
  - (1) 対象樹種
  - (2) 方法
  - (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林・・・・・・・・P18
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・・・・・・P18
  - (1) 造林の対象樹種
  - (2) 生育し得る最大の立木の本数
- 5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・P19

### 第3 間伐及び保育

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・P19
  - (1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢
  - (2) 間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・P21

|    |   |     |
|----|---|-----|
| 3  | その他   | P22 |
| 第4 | 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林                          |     |
| 1  | 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法                     | P23 |
|    | (1) 水源かん養機能維持増進森林                                 |     |
|    | (2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源かん養機能維持増進森林以外の森林   |     |
| 2  | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | P25 |
|    | (1) <u>区域の設定</u>                                  |     |
|    | (2) <u>森林施業の方法</u>                                |     |
| 3  | その他   | P31 |
| 第5 | 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進                            |     |
| 1  | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針                    | P31 |
| 2  | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策                | P31 |
| 3  | 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項                          | P31 |
| 4  | 森林経営管理制度の活用に関する事項                                 | P32 |
| 5  | その他   | P32 |
| 第6 | 森林施業の共同化の促進                                       |     |
| 1  | 森林施業の共同化の促進に関する方針                                 | P32 |
| 2  | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策                         | P32 |
| 3  | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項                            | P32 |
| 4  | その他   | P33 |
| 第7 | 作業路網その他の森林整備に必要な施設                                |     |
| 1  | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム                   | P33 |
| 2  | 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域                           | P34 |
| 3  | 作業路網の整備   | P34 |
|    | (1) 基幹路網  |     |
|    | (2) 細部路網  |     |
| 4  | その他   | P35 |
| 第8 | その他   |     |
| 1  | 林業に従事する者の養成及び確保                                   | P36 |
| 2  | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進                         | P37 |
| 3  | 林産物の利用促進に必要な施設の整備                                 | P37 |

### III 森林の保護

#### 第1 鳥獣害の防止

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・P38

- (1) 区域の設定

- (2) 鳥獣害の防止方法

- 2 その他・・・P38

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

- 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法・・・P38

- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）・・・P38

- 3 林野火災の予防の方法・・・P38

- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・P39

- 5 その他・・・P39

### IV 森林の保健機能の増進

- 1 保健機能森林の区域・・・P40

- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法・・・P40

- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・P40

- 4 その他・・・P40

### V その他森林の整備に必要な事項

- 1 森林経営計画の作成・・・P41

- 2 生活環境の整備・・・P41

- 3 森林整備を通じた地域振興・・・P41

- 4 森林の総合利用の推進・・・P41

- 5 住民参加による森林の整備・・・P42

- 6 森林経営管理制度に基づく事業・・・P42

- 7 その他・・・P43

### VI 参考資料

- 1 人口及び就業構造・・・P45

- 2 土地利用・・・P46

- 3 森林転用面積・・・P46

- 4 森林資源の現況等・・・P46

- 5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在・・・P47

- 6 林産物の生産概況・・・P47

- 7 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況・・・P47

# I 基本的事項

## 1 森林整備の現状と課題

### (1) 地域の概況

#### ◇位置（飯島町役場）

標高/687m、東経/137度55分、北緯/35度40分

長野県の南部である伊那谷のほぼ中央に位置し、上伊那の最南部に位置している。その大部分はやや傾斜を持って東面し、西に中央アルプス（木曾山脈）がそびえ、東は天竜川を隔てて伊那山脈と南アルプス（赤石山脈）の雄峰を望むことができる河岸段丘の広がる町である。

#### ◇地勢

面積/8,696ha 東西/16.3km 南北/9.3km

森林に恵まれており、森林面積は6,342.92haで町の総面積の73%を占めている。

主な可住地は、天竜川の右岸にあって、中央アルプスのふもとから東に傾斜する扇状地の扇中央部が中心となっている。可住地は、標高500m～850mとなっており、森林は中央アルプス山麓の2,800m附近まで至っている。

#### ◇土地の地目別面積（資料：平成30年度 行政報告書）

単位：面積km<sup>2</sup>

| 田    | 畑    | 宅地   | 山林    | 原野   | 雑種地  | その他<br>(保安林他) | 合計    |
|------|------|------|-------|------|------|---------------|-------|
| 9.37 | 3.59 | 3.64 | 13.57 | 0.57 | 0.75 | 55.47         | 86.96 |

#### ◇気候（2016、飯島地域気象観測所）

| 気温（年） |       |      | 年間<br>総降水量 | 風速平均   | 日照時間<br>(h) |
|-------|-------|------|------------|--------|-------------|
| 平均    | 最高    | 最低   |            |        |             |
| 11.9℃ | 17.8℃ | 7.4℃ | 2258.0mm   | 2.6m/s | 2067.1      |

典型的な内陸型気候であり、寒暖の差が大きく湿度は夏高く冬低い傾向にあり、四季がはっきりしている。夏季の一部渇水期を除いて、水不足の心配はない。

#### ◇地形・地質

空木岳を源とする中田切川と、南駒ヶ岳から流れる与田切川によって発達した広い扇状地の上に開けている。川は自身で造り上げた扇状地を深く掘りこみ、段丘と切り立った崖をつくりながら天竜川と合流する田切地形を形成している。

また、扇状地では活断層による変動地形が確認できる。

(2) 森林・林業の現状

森林は、水道水や農業用水を安定的に供給する水源かん養の役割だけでなく、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化的活動の場の提供、地球温暖化の防止や野生動物の住家などさまざまな役割を果たしている。

① 地域の森林資源

森林面積 6,342.92ha の内、民有林面積は、3,278.78ha で、52%を占めている。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積m<sup>3</sup>

| 民国別 | 資源量 | 人工林             |               |                 | 天然生林            |                |               |                 | 合計              |                 |               |                  |
|-----|-----|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|------------------|
|     |     | 針葉樹             | 広葉樹           | 計               | 針葉樹             | 広葉樹            | 未立木地等         | 計               | 針葉樹             | 広葉樹             | 未立木地等         | 計                |
| 民有林 | 面積  | <u>1,721.06</u> | <u>8.62</u>   | <u>1,729.68</u> | <u>504.16</u>   | <u>913.25</u>  | <u>131.69</u> | <u>1,549.10</u> | <u>2,225.22</u> | <u>921.87</u>   | <u>131.69</u> | <u>3,278.78</u>  |
|     | 蓄積  | <u>422,723</u>  | <u>777</u>    | <u>423,500</u>  | <u>124,821</u>  | <u>104,215</u> | <u>0</u>      | <u>229,036</u>  | <u>547,544</u>  | <u>104,992</u>  | <u>0</u>      | <u>652,536</u>   |
| 国有林 | 面積  | <u>431.87</u>   | <u>14.16</u>  | <u>446.03</u>   | <u>1,355.14</u> | <u>628.84</u>  | <u>634.13</u> | <u>2,618.11</u> | <u>1,787.01</u> | <u>643.0</u>    | <u>634.13</u> | <u>3,064.14</u>  |
|     | 蓄積  | <u>82,603</u>   | <u>12,281</u> | <u>94,884</u>   | <u>175,068</u>  | <u>87,991</u>  | <u>0</u>      | <u>263,059</u>  | <u>257,671</u>  | <u>100,272</u>  | <u>0</u>      | <u>357,943</u>   |
| 合計  | 面積  | <u>2,152.93</u> | <u>22.78</u>  | <u>2,175.71</u> | <u>1859.30</u>  | <u>1542.09</u> | <u>765.82</u> | <u>4,167.21</u> | <u>4,012.23</u> | <u>1,564.87</u> | <u>765.82</u> | <u>6,342.92</u>  |
|     | 蓄積  | <u>505,326</u>  | <u>13,058</u> | <u>518,384</u>  | <u>299,889</u>  | <u>192,206</u> | <u>0</u>      | <u>492,095</u>  | <u>805,215</u>  | <u>205,264</u>  | <u>0</u>      | <u>1,010,479</u> |

※「未立木地等」は、未立木地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含む。

民有林の人工林割合 面積 52.75% 蓄積 64.90%

アカマツ、カラマツ、スギ、ヒノキを主体とした民有林の人工林面積は 1,729.68ha で人工林率 53%であり、県の平均 50%を上回っている。

【民有林の樹種別構成表】

| 樹種    | 面積 (ha)  |        | 計画区内<br>比率 | 蓄積 (m³) |        |
|-------|----------|--------|------------|---------|--------|
|       |          | 比率%    |            |         | 比率%    |
| アカマツ  | 738.21   | 22.51  | 1.76       | 178,605 | 27.37  |
| カラマツ  | 571.52   | 17.43  | 0.94       | 150,573 | 23.08  |
| スギ    | 119.59   | 3.65   | 0.92       | 43,003  | 6.59   |
| ヒノキ   | 731.74   | 22.32  | 2.25       | 162,117 | 24.84  |
| その他針  | 64.16    | 1.96   | 0.80       | 13,246  | 2.03   |
| 広葉樹   | 921.87   | 28.12  | 1.08       | 104,992 | 16.09  |
| 未立木地等 | 131.69   | 4.01   | 1.78       | 0.00    | 0.00   |
| 計     | 3,278.78 | 100.00 | 1.32       | 652,536 | 100.00 |

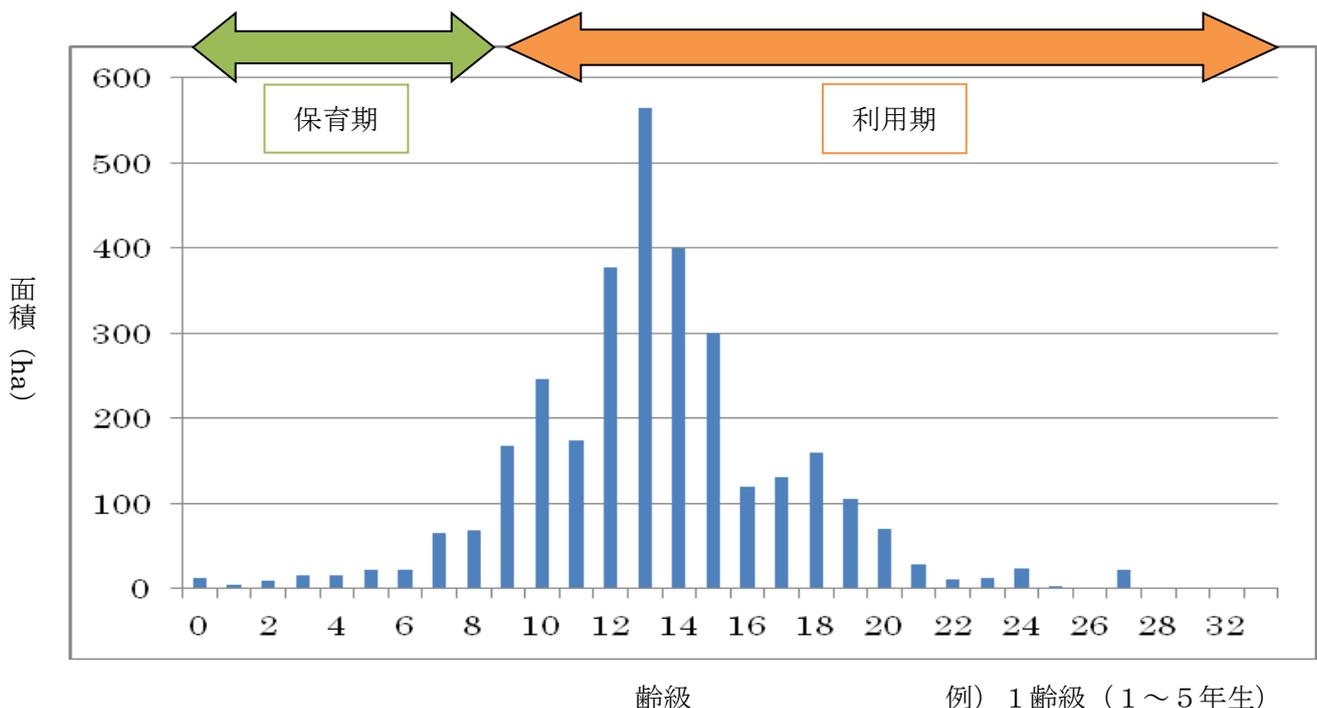
※「比率」は、当町の森林に占める樹種の割合。「計画区内比率」は、伊那谷森林計画区内の樹種ごとに占める割合を示す。

林齢では8 齢級以下の人工林が 201.56ha で 11%に対し、9～14 齢級の人工林が 13 齢級をピークに 1,305.0ha におよび、全体の 75%を占めている。

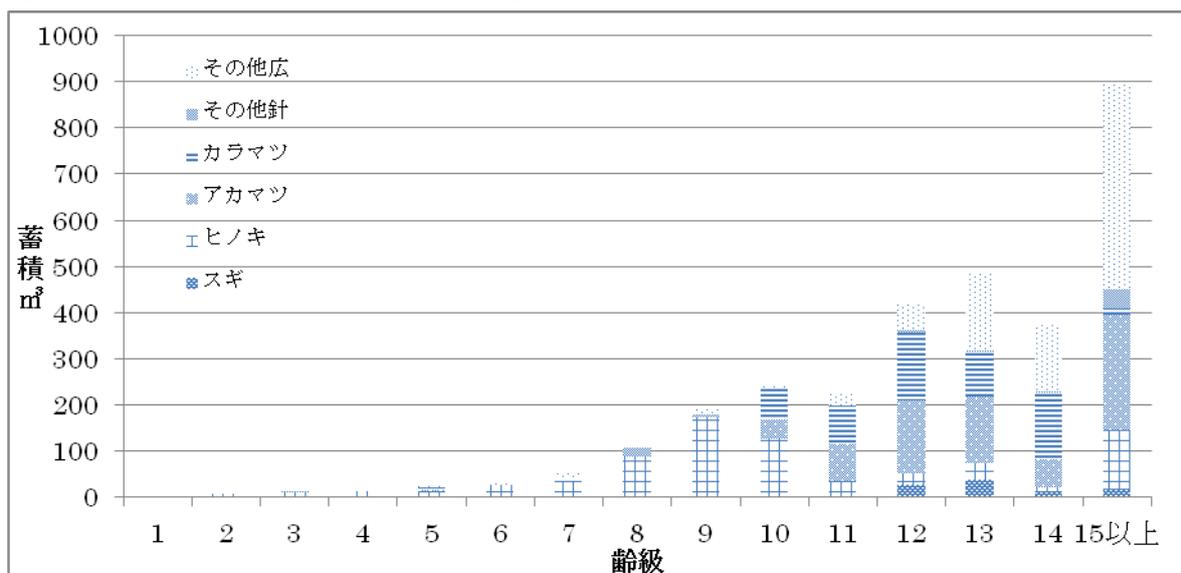
長野県全体の林齢構成からもピークが 11～12 齢級と高齢級側にあり、早期の積極的な間伐及び森林資源の活用（主伐）が必要である。

\* 1 齢級は 1～5 年生

【民有林の齢級別構成グラフ】



【民有林の樹種及び齢級別構成グラフ】



②森林の所有形態

所有形態別の状況は、公有林が46.98%、私有林が53.02%となっている。

公有林のうち市町村有林が88.18%、私有林のうち個人有林が67.93%を占めている。

【民有林の所有形態】

| 所有形態 |      | 面積 (ha)  |        | 備蓄 (m³) |        |
|------|------|----------|--------|---------|--------|
|      |      |          | 割合%    |         | 割合%    |
| 公有林  | 県    | 35.68    | 1.09%  | 7,177   | 1.10%  |
|      | 市町村  | 1,358.14 | 41.42% | 253,025 | 38.77% |
|      | 財産区  | 146.45   | 4.47%  | 33,059  | 5.07%  |
|      | 計    | 1,540.27 | 46.98% | 293,261 | 44.94% |
| 私有林  | 集落有林 | 247.72   | 7.56%  | 54,816  | 8.40%  |
|      | 団体有林 | 194.21   | 5.92%  | 39,736  | 6.09%  |
|      | 個人有林 | 1,180.99 | 36.02% | 243,360 | 37.30% |
|      | その他  | 115.59   | 3.52%  | 21,363  | 3.27%  |
|      | 計    | 1,738.51 | 53.02% | 359,275 | 55.06% |
| 合計   |      | 3,278.78 | 100%   | 652,536 | 100%   |

③林業労働の現状

平成29年度の上伊那地域振興局管内の林業事業体数は17事業体で、内訳は森林組合1組合、素材生産業が11社、その他5社である。総従事者数は、129名である。

森林組合、素材生産事業体で高性能林業機械の整備を進めている。

また、当町では上伊那森林組合とNPO法人森林環境が森林整備を行っている。

【事業体別林業従事者数(上伊那管内)】

| 区 分    | 組合・事業者数 | 従業者数(人) | 備 考     |
|--------|---------|---------|---------|
| 森林組合   | 1       | 31      | 上伊那森林組合 |
| 生産森林組合 |         |         |         |
| 素材生産業  | 11      | 74      |         |
| 製材業    |         |         |         |
| その他    | 5       | 24      |         |
| 合 計    | 17      | 129     |         |

【林業機械等設置状況(上伊那管内)】

単位：台数

| 機 械 名     | 森林組合 | 会社 | 個人 | その他 | 計   |
|-----------|------|----|----|-----|-----|
| 集材機       |      | 12 |    | 1   | 13  |
| モノケーブル    |      |    |    |     |     |
| リモコンウインチ  |      | 14 |    | 2   | 16  |
| 自走式搬器     | 1    | 7  |    | 2   | 10  |
| 運材車       | 2    | 10 | 20 | 2   | 34  |
| ホイールトラクタ  |      | 6  |    | 3   | 9   |
| 動力枝打機     |      |    |    | 3   | 3   |
| トラック      | 4    | 11 |    | 1   | 16  |
| グラップルクレーン |      | 3  |    | 8   | 11  |
| フェラーバンチャ  |      | 2  |    |     | 2   |
| スキッド      |      | 1  |    |     | 1   |
| プロセッサ     | 2    | 5  |    |     | 7   |
| グラップルソー   |      | 2  |    |     | 2   |
| ハーベスタ     | 1    | 4  |    | 1   | 6   |
| フォワーダ     | 2    | 2  |    |     | 4   |
| タワーヤーダ    | 1    |    |    |     | 1   |
| スイングヤーダ   |      | 6  |    |     | 6   |
| 合 計       | 13   | 85 | 20 | 23  | 141 |

④林内路網の整備状況

【路網整備状況(平成 28 年度末)】

| 区 分   |       | 路線数   | 延 長      |          | 密 度        |
|-------|-------|-------|----------|----------|------------|
|       |       |       |          | うち舗装     |            |
| 基幹路網  | 林 道   | 19 路線 | 42,793 m | 13,416 m | 9.50 m/ha  |
|       | 林業専用道 | 路線    | m        | m        | m/ha       |
|       | 計     | 19 路線 | 42,793 m | 13,416 m | 9.50 m/ha  |
| 森林作業道 |       | 32 路線 | 16,237 m | 0 m      | 3.60 m/ha  |
| 合計    |       | 51 路線 | 59,030 m | 13,416 m | 13.10 m/ha |

⑤保安林の配備、治山事業の実施状況

民有林における保安林の面積は 1,820.69ha で山林の 56%を占めている。

【保安林配備状況 (森林簿データ)】

| 保安林種      | 面 積        | 民有林(3,278.78ha)に<br>占める割合 |
|-----------|------------|---------------------------|
| 水源かん養保安林  | 1,001.51ha | 30.55%                    |
| 土砂流出防備保安林 | 809.65ha   | 24.69%                    |
| 土砂崩壊防備保安林 | 3.59ha     | 0.11%                     |
| 風害防備保安林   | 0ha        | 0%                        |
| 水害防備保安林   | 5.94ha     | 0.18%                     |
| 干害防備保安林   | 0ha        | 0%                        |
| 落石防止保安林   | 0ha        | 0%                        |
| 保健保安林     | (22.61)ha  | (0.69)%                   |
| 風致保安林     | 0ha        | 0%                        |
| 合 計       | 1,820.69ha | 55.53%                    |

※土砂流出防備+保健保安林については土砂流出防備保安林へ集計し、()には重複する数値を示す。

⑥地域の取り組み状況

ア 集約化事業

飯島町では平成 24 年度より、森林組合による信州の森林づくり県民税を活用した「提案型集約化事業」が行われている。

複数の個人及び団体所有の山林をひとつの団地として集約化し、その中でそれぞれの森林に合った森林整備の施業を提案・実施している。

集約化により、

①面積の集約化で、林業機械を用いた低コスト・効率的な施業が可能

②放置林も隣接する森林と共に施業を行うことで全体的にまんべんなく手入れが行き届く  
ただし、平成 24 年度より補助金制度の大幅な変更によって「森林経営計画」の作成が必須であり、補助の要件にあてはめるため施業面積を集める必要がある。

## イ 森林整備

町有林では、主に間伐による森林整備を実施している。材の搬出可能地域では、建築材・パルプとして売払いを行っている。

## ウ 森の学校

町主催の植樹祭の終了に伴い、各小学校4年生を対象とした森林学習を「森の学校」と称して毎年実施している。

### (3) 森林・林業の課題

- ① 山林所有者の代替わりにより、自分の森林の場所・境界が分からない所有者が増加し、森林整備への意識の低下、放置森林の増加を招いている。
- ② 所在不明所有者の増加、境界線の把握作業の困難さが効率的な森林施業の妨げとなっている。
- ③ 森林事業者の高齢化や、木材販売価格の低迷などにより後継者不足が懸念される。
- ④ 齢級バランスの偏りを解消するため、今後主伐造林が必要となる。また、主伐の増加に伴い、従来の車輻系に加え架線系での集材の実施を検討する必要がある。
- ⑤ 町内全域の森林経営計画の樹立により、施業を積極的に推進する必要がある。

このような状況の中で、

ア 森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、国土保全の確保と地域林業の質的向上に重点をおき、ゾーニングにより公益的機能を発揮させる森林は、保育施業の適期実施と長伐期指向による大径材の生産を推進する。

イ 木材生産を進める森林は、森林資源を有効利用する観点から、森林経営計画の作成を支援し、近隣の大型製材工場や地域の製材工場をはじめとする地域材消費者への丸太の安定供給を図る。適正な森林作業道の設置による搬出間伐を主体とした計画的な森林施業の実施を支援し、均衡のとれた健全な林分造成を目指すものとする。

ウ 松くい虫防除は、平成12年6月に「マツノザイセンチュウ」が検出されて以来、松くい虫被害地域となっている。伐倒処理、薬剤散布、樹幹注入、樹種転換等により被害を抑制する対策を講じていく。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方や施業の方法は、伊那谷地域森林計画の「【表 2-1】森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即する。具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持を行う。

なお、各地区は、「Ⅱ第4公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものである。

【森林の有する機能一覧表】

|   |
|---|
| <p>[水源かん養]</p> <p>下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</p>  |
| <p>[山地災害防止／土壌保全]</p> <p>下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>                                |
| <p>[快適環境形成]</p> <p>蒸発散作用等による気候の緩和、防風や防音、葉による粉塵の吸着などにより、快適な環境形成に寄与する森林</p>   |
| <p>[保健・レクリエーション]</p> <p>原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林</p> |
| <p>[文 化]</p> <p>伝統文化伝承の基盤として日本人の自然観の形成に大きく関わり、森林教育や体験学習の場としての役割を果たす森林。</p>  |
| <p>[生物多様性保全]</p> <p>遺伝子や生物種、生態系を保全する根源的な機能を持つ森林。</p>  |
| <p>[木材生産機能維持増進]</p> <p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、路網等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>  |

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

ア 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図る。

イ 森林施業の推進方策

「1 森林整備の現状と課題」を踏まえ、地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本とし、望ましい森林資源の姿に誘導するため、以下のとおり森林施業を推進する。

① 水源かん養機能森林

森林施業に当たっては、適切な保育・間伐を実施しつつ、伐採に当たっては伐期の延長を推進し、裸地面積を縮小及び分散化する。また、立地条件等に応じて天然力も

活用した施業も推進する。さらに水源地等の利水施設上部等においては保安林の指定やその適切な管理を推進する。

② 山地災害防止機能／土壌保全機能森林

森林施業に当たっては、長伐期施業（高齢林の森林）や複層林施業への誘導により、林床の裸地化の縮小、回避を図る施業を推進する。また、山地災害の発生の危険性が高い地域等において、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により平成20年1月長野県『災害に強い森林づくり指針』に基づく適正な森林整備を進める。

③ 保健・レクリエーション機能森林

森林施業に当たっては、立地条件や地域のニーズ等に応じて、広葉樹や針広混交林の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

④ 木材生産機能維持増進森林

森林施業に当たっては、木材の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全化を確保し、木材需要に応えた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を推進する。

また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

ウ 以上の森林整備の推進方向を踏まえ、適切な森林整備を推進する。

- ① 町内全域において、間伐、除伐、枝打ちの遅れている森林の整備を早急に進めるとともに、水源かん養機能を重視した森林整備を進める。
- ② 山地災害の発生した地域や危険性が高い地域については、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により森林本来の機能の再生・保全を図る。
- ③ 区（集落等）が所有する森林は、地域住民との協働による作業も取入れるなかで、積極的な森林整備を推進する。
- ④ 里山である与田切川流域を中心に「21世紀ふるさとの森と川」として、景観の維持を図り、地域住民の憩いの場として住民協働による森林整備を推進する。
- ⑤ 「ボランティア」、「森の学校」等によって、森林や林業に対する啓蒙活動を通じて体験型の手法により森林整備を推進する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

上伊那管内の南信森林管理署、長野県、飯島町、森林所有者、上伊那森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、森林所有者と熱意のある林業事業者等との長期経営受委託契約の締結を進め、地域における集約化を推進する。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に推進する。

## II 森林の整備

### 第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

立木の伐採（主伐）については、次の事項に従って適切に行うこととする。

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

##### 【樹種ごとの標準伐期齢等】

| 区分  | 樹種     | 標準伐期齢 | 伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢 | 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢 |
|-----|--------|-------|-------------------|-------------------|
| 針葉樹 | カラマツ   | 40年   | 50年以上             | おおむね80年以上         |
|     | アカマツ   | 40年   | 50年以上             | おおむね80年以上         |
|     | ヒノキ    | 45年   | 55年以上             | おおむね90年以上         |
|     | スギ     | 40年   | 50年以上             | おおむね80年以上         |
|     | その他針葉樹 | 60年   | 70年以上             | おおむね120年以上        |
| 広葉樹 | クヌギ    | 15年   | 25年以上             | おおむね30年以上         |
|     | ナラ類    | 20年   | 30年以上             | おおむね40年以上         |
|     | ブナ     | 70年   | 80年以上             | おおむね140年以上        |
|     | その他広葉樹 | 20年   | 30年以上             | おおむね40年以上         |

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮する。

主伐方法の選択にあたっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討する。

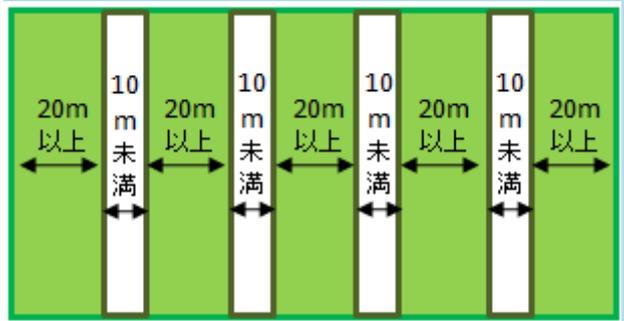
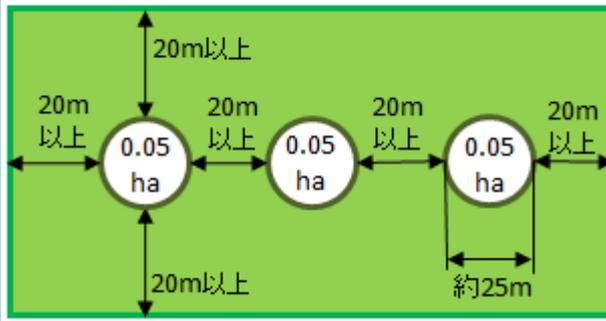
##### 【主伐の区分】

| 区分 | 主伐の方法の内容   |
|----|--|
| 皆伐 | 択伐以外のもの  |
| 択伐 | 伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行う。<br>なお、ここで択伐とは材積による択伐率が30%以下をいう。（伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。） |

【択伐施業の具体的な例(森林経営計画の基準の例)】

○択伐(群状伐採)の例

○択伐(帯状伐採)の例

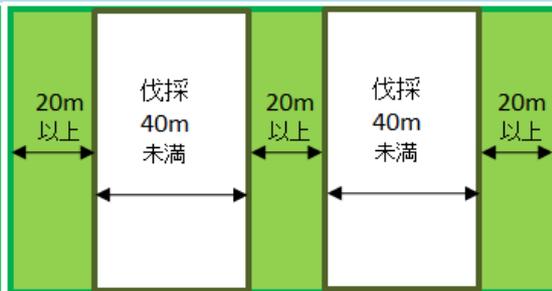
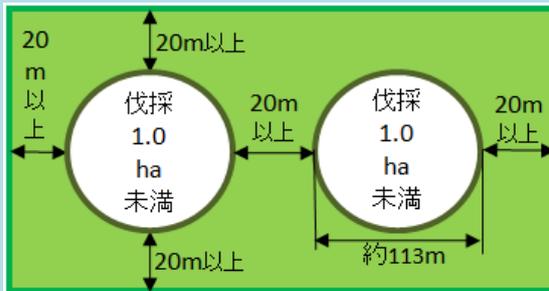


- ※ 保存帯は 20m 以上とする。
- 群状伐採の 1 か所あたりの伐採面積は 0.05ha 以下とする。
- 帯状伐採の 1 か所あたりの伐採幅は 10m 未満とする。

【択伐以外の方法による複層林施業の具体的な例(森林経営計画の基準の例)】

○群状伐採の例

○帯状伐採の例



- ※ 保存帯は 20m 以上とする。
- 群状伐採の 1 か所あたりの伐採面積は 1.0ha 未満とする。
- 帯状伐採の 1 か所あたりの伐採幅は 40m 未満とする。

【主伐の留意事項】

| 区 分  | 留意事項   |
|------|--|
| 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 森林の生物多様性の保全に努め、伐採跡地の連続性を回避する(20m以上)。</li> <li>② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(標高が高い、積雪が多い等)は、大規模伐採を避け、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</li> <li>③ 森林の公益的機能を保全する必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。</li> <li>④ 伐採後に天然更新を行う場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。</li> <li>⑤ 伐採後にぼう芽更新を行う場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避け、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しない。</li> <li>⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるには、あらかじめ森林経営計画の認定を受ける必要がある。</li> </ul>        |
| 皆 伐  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原則として急斜面、風害・雪害等の気象害、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行う。</li> <li>② 一箇所あたりの皆伐の上限面積は20haを超えないものとし、出来るだけ小面積となるよう計画する。</li> <li>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅20m以上(周辺森林の成木が20mを超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設ける。</li> <li>④ ②、③に関らず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮する。</li> <li>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から20m程度の緩衝帯を残すよう心掛ける。<br/>河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地、人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</li> </ul> |
| 択 伐  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 群状伐採にあたっては、一箇所あたり伐区面積は0.05ha未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離す。</li> <li>② 帯状伐採にあたっては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離す。</li> <li>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持し、適切な伐採率によることとする。</li> </ul>   |

なお、立木の伐採にあたっては、以下のアからオまでに留意すること。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うこと。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、伊那谷地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

### 3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認する。

#### 【更新の確認時期】

| 主伐の届出            | 更新方法 | 確認時期                               | 確認者                                 |
|------------------|------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 伐採及び伐採後の造林の届出書   | 人工造林 | 伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。 | 市町村                                 |
|                  | 天然更新 | 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。 |                                     |
| 森林経営計画に係る伐採等の届出書 | 人工造林 | 伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。 | 認定者<br>(県認定計画は地域振興局<br>市町村認定計画は市町村) |
|                  | 天然更新 | 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。 |                                     |

確認方法は「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとする。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県上伊那地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととする。)

## 第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める。

## 1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとする。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

### (1) 対象樹種

| 区 分      | 樹種名（針葉樹）                | 樹種名（広葉樹）        | 備考 |
|----------|-------------------------|-----------------|----|
| 人工造林対象樹種 | スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、その他針葉樹 | クヌギ、ケヤキ、ナラ類、クリ等 |    |

### (2) 方法

#### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とする。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとする。

| 樹 種    | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数（本/ha） | 備考 |
|--------|--------|----------------|----|
| スギ     | 中庸仕立て  | 3,000 本        |    |
| ヒノキ    |        | 3,000 本        |    |
| アカマツ   |        | 3,000 本        |    |
| カラマツ   |        | 2,300 本        |    |
| その他針葉樹 |        | 3,000 本        |    |
| 広葉樹    |        | 3,000 本        |    |

注) 上記本数を基準とするが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定する。

育成複層林施業における樹下植栽本数については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

#### イ その他人工造林の方法

| 区 分    | 標準的な方法   |
|--------|--|
| 地拵えの方法 | 等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とし、伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理する。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵を行い林地の保全に配慮する。 |

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 植付けの方法 | 正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。              |
| 植栽の時期  | 4月～6月中旬までに行う。<br>(ただし、施業によりこの限りではない) |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

ア 皆伐については、伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。

イ 択伐については、森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

## 2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 対象樹種

【天然下種更新樹種一覧表】

|                   |                       |                     |
|-------------------|-----------------------|---------------------|
| バッコヤナギ(ヤナギ科)      | オノエヤナギ (ヤナギ科)         | その他ヤナギ類 (ヤナギ科)      |
| サワグルミ (クルミ科)      | オニグルミ (クルミ科)          | ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科) |
| ウダイカンバ (カバノキ科)    | シラカンバ (カバノキ科)         | ダケカンバ (カバノキ科)       |
| ネコシデ (カバノキ科)      | ハンノキ (カバノキ科)          | ケヤマハンノキ (カバノキ科)     |
| コバノヤマハンノキ (カバノキ科) | ヤハズハンノキ (カバノキ科)       | ミヤマハンノキ (カバノキ科)     |
| ヤシャブシ (カバノキ科)     | ミヤマヤシャブシ (カバノキ科)      | ヒメヤシャブシ (カバノキ科)     |
| オオバヤシャブシ (カバノキ科)  | アサダ (カバノキ科)           | サワシバ (カバノキ科)        |
| クマシデ (カバノキ科)      | イヌシデ (カバノキ科)          | アカシデ (カバノキ科)        |
| ブナ (ブナ科)          | イヌブナ (ブナ科)            | コナラ (ブナ科)           |
| ミズナラ (ブナ科)        | アベマキ (ブナ科)            | クヌギ (ブナ科)           |
| カシワ (ブナ科)         | クリ (ブナ科)              | エゾエノキ (ニレ科)         |
| ケヤキ (ニレ科)         | フサザクラ (フサザクラ科)        | カツラ (カツラ科)          |
| ヒロハカツラ (カツラ科)     | タムシバ (モクレン科)          | コブシ (モクレン科)         |
| ホオノキ (モクレン科)      | ヤマザクラ (バラ科)           | カスミザクラ (バラ科)        |
| オオヤマザクラ (バラ科)     | ミヤマザクラ (バラ科)          | ウワミズザクラ (バラ科)       |
| イヌザクラ (バラ科)       | ズミ (バラ科)              | ウラジロノキ (バラ科)        |
| ナナカマド (バラ科)       | キハダ (ミカン科)            | イタヤカエデ (カエデ科)       |
| ウリハダカエデ (カエデ科)    | オオモミジ (カエデ科)          | ヤマモミジ(カエデ科)         |
| コミネカエデ (カエデ科)     | トチノキ (トチノキ科)          | シナノキ (シナノキ科)        |
| ナツツバキ (ツバキ科)      | ハリギリ (ウコギ科)           | コシアブラ (ウコギ科)        |
| ヤマボウシ (ミズキ科)      | ミズキ (ミズキ科)            | リョウブ (リョウブ科)        |
| オオバアサガラ (エゴノキ科)   | コバノトネリコ (アオダモ)(モクセイ科) | アカマツ (マツ科)          |
| カラマツ (マツ科)        | キタゴヨウ (マツ科)           | チョウセンゴヨウ (マツ科)      |
| モミ (マツ科)          | ウラジロモミ (マツ科)          | シラビソ (マツ科)          |

|              |              |                |
|--------------|--------------|----------------|
| オオシラビソ (マツ科) | トウヒ (マツ科)    | シガ (マツ科)       |
| コメツガ (マツ科)   | スギ (スギ科)     | コウヤマキ (コウヤマキ科) |
| ヒノキ (ヒノキ科)   | サワラ (ヒノキ科)   | アスナロ (ヒノキ科)    |
| ネズコ (ヒノキ科)   | ネズミサシ (ヒノキ科) | イチイ (イチイ科)     |

(平成 20 年 1 月長野県『災害に強い森林づくり指針』解説を参考)

### 【ぼう芽更新樹種一覧表】

| 区分      | 樹種             | ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数 (参考) |      | ぼう芽発生するおむねの限界根元直径 (参考) |
|---------|----------------|------------------------------------|------|------------------------|
| ぼう芽更新樹種 | ミズナラ (ブナ科)     | 20 cm                              | 30 本 | 50 cm                  |
|         | コナラ (ブナ科)      | 10 cm                              | 20 本 | 40 cm                  |
|         | クリ (ブナ科)       | 20 cm                              | 60 本 | 40 cm                  |
|         | ホオノキ (モクレン科)   | 20 cm                              | 20 本 | 60 cm                  |
|         | カスミザクラ (バラ科)   | 10 cm                              | 20 本 | 40 cm                  |
|         | イタヤカエデ (カエデ科)  | 10 cm                              | 20 本 | 20 cm                  |
|         | ウリハダカエデ (カエデ科) | 10 cm                              | 20 本 | 40 cm                  |
|         | ※クマシデ (カバノキ科)  | 10 cm                              | 10 本 | 20 cm                  |
|         | ※オオモミジ (カエデ科)  | 10 cm                              | 10 本 | 50 cm                  |
|         | ※コシアブラ (ウコギ科)  | 10 cm                              | 10 本 | 30 cm                  |
|         | ※ミズキ (ミズキ科)    | 10 cm                              | 10 本 | 30 cm                  |
|         | ※リョウブ (リョウブ科)  | 10 cm                              | 10 本 | 20 cm                  |

※は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き (解説編)』を参考)

## (2) 方法

### ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

| 樹種      | 期待成立本数         |
|---------|----------------|
| 対象樹種すべて | 10,000 本/ha 以上 |

#### 【期待成立本数】

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、天然更新の対象樹種の 5 年生時点の期待される成立本数

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 樹種  | 標準的な方法  |
|-----|---|
| 芽かき | ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では芽の発生状況により必要に応じて余分な芽の芽かきを行い、優良芽を 1 株当たり 2～3 本残す。 |

|      |  |
|------|--|
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に育成できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行う。 |
| 刈出し  | ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の下种植生（競合植物）により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について行う。                           |
| 植込み  | 更新樹種の育成状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。   |

#### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行う。（必要な場合は、長野県上伊那地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼する。）

##### ① 更新確認調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定する。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とする。

##### a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1カ所以上の標準的箇所を選んで設定する。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)し、調査区の長さ方法は斜面傾斜方向に配置する。

##### b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとする。なお、ナラ類など萌芽更新の場合は株数をもって本数とする。

##### c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管する。（また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとする。）

なお、調査記録は永年保存とする。

##### ② 更新の判定基準

| 区分        | 内 容  |
|-----------|--|
| 更新すべき立木本数 | 3,000本/ha以上  |
| 稚樹高       | 競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表3-10ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。 |

|           |  |
|-----------|--|
| 更新を判定する時期 | <p>伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。</p> <p>判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。</p> |
|-----------|--|

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈出し等）又は植栽を実施することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過した日までの期間とする。

判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度の初日から7年を経過した日までに判定する。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を対象とする。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討すること。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森林の区域     | 面積 (ha) | 備考 |
|-----------|---------|----|
| 14 と、15 ほ | 68.12   |    |

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 人工造林の(1)による。

イ 天然更新の場合

2 天然更新の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木は5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させる。

5 その他

(1) 松くい虫の被害地域における伐採跡地の更新の方法

スギ、ヒノキ、カラマツ等の造林適地はそれらを植栽する。

また、高木性の有用広葉樹、有用針葉樹が混在している林分は、それらの育成を図る。

(2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度等の周知及び届出書の計画に基づく伐採等の指導の徹底

伐採跡地の適切な更新を図るため、森林所有者のみならず、開発業者、伐採業者にも周知徹底を図る。

第3 間伐及び保育

森林資源の有効な利活用を図るため、間伐時期が遅れている林分の間伐及び保育を進めるとともに、特に集約化による搬出間伐を積極的に推進する。また間伐の実施については、森林経営計画の策定と信州の森林づくり事業等の活用により、下記の推進を進める。

- ① 施業集約化による集中的整備
- ② 森林組合等林業事業体への施業委託
- ③ 森林組合等林業事業体の高性能林業機械の導入による作業の効率化
- ④ 森林作業道等の路網整備による搬出間伐の推進
- ⑤ 間伐材の商品化及び需要開発の推進

間伐及び保育については、次の事項に従って適切な時期及び方法により実施する。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

| 樹種   | 地位級 | 施業体系 | 植栽本数<br>(本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な林齢(年) |             |             |             |             | 標準的な方法  |
|------|-----|------|----------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|
|      |     |      |                | 初回                | 2回目         | 3回目         | 4回目         | 5回目         |   |
| カラマツ | I   | 標準   | 2,300          | 11<br>(39%)       | 16<br>(39%) | 24<br>(37%) | 39<br>(38%) | 58<br>(-%)  | 間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下、かつ、伐採年度から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が8/10以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。 |
|      | II  |      |                | 13<br>(39%)       | 19<br>(39%) | 29<br>(37%) | 50<br>(38%) | 87<br>(-%)  |   |
|      | III |      |                | 15<br>(39%)       | 23<br>(39%) | 37<br>(37%) | 76<br>(38%) |             |   |
|      | IV  |      |                | 19<br>(39%)       | 31<br>(39%) | 53<br>(37%) |             |             |   |
| アカマツ | I   |      | 3,000          | 12<br>(33%)       | 18<br>(31%) | 24<br>(27%) | 31<br>(25%) | 40<br>(25%) |   |
|      | II  |      |                | 14<br>(33%)       | 21<br>(31%) | 28<br>(27%) | 37<br>(25%) | 51<br>(25%) |   |

|        |     |             |             |             |             |             |             |   |
|--------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|
|        | III | 3,000       | 15<br>(33%) | 24<br>(31%) | 33<br>(27%) | 47<br>(25%) | 75<br>(25%) | 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。<br><br>注) ( ) 内は、本数間伐率 |
|        | IV  |             | 18<br>(33%) | 29<br>(31%) | 43<br>(27%) | 69<br>(25%) |             |   |
|        | V   |             | 21<br>(33%) | 38<br>(31%) | 64<br>(27%) |             |             |   |
| ヒノキ    | I   |             | 15<br>(26%) | 19<br>(25%) | 24<br>(33%) | 31<br>(20%) | 39<br>(25%) |   |
|        | II  |             | 16<br>(26%) | 22<br>(25%) | 28<br>(33%) | 37<br>(20%) | 50<br>(25%) |   |
|        | III |             | 19<br>(26%) | 25<br>(25%) | 35<br>(33%) | 49<br>(20%) | 80<br>(25%) |   |
|        | IV  |             | 22<br>(26%) | 31<br>(25%) | 47<br>(33%) | 67<br>(20%) |             |   |
|        | V   |             | 27<br>(26%) | 44<br>(25%) | 85<br>(33%) |             |             |   |
| スギ(表系) | I   |             | 14<br>(30%) | 18<br>(32%) | 23<br>(31%) | 30<br>(33%) | 40<br>(33%) |   |
|        | II  |             | 16<br>(30%) | 20<br>(32%) | 27<br>(31%) | 36<br>(33%) | 51<br>(33%) |   |
|        | III |             | 18<br>(30%) | 23<br>(32%) | 32<br>(31%) | 46<br>(33%) | 80<br>(33%) |   |
|        | IV  |             | 21<br>(30%) | 27<br>(32%) | 41<br>(31%) | 72<br>(33%) |             |   |
|        | V   |             | 25<br>(30%) | 35<br>(32%) | 64<br>(31%) |             |             |   |
| スギ(裏系) | I   |             | 9<br>(26%)  | 13<br>(35%) | 18<br>(32%) | 25<br>(33%) | 34<br>(34%) |   |
|        | II  |             | 11<br>(26%) | 15<br>(35%) | 22<br>(32%) | 32<br>(33%) | 45<br>(34%) |   |
|        | III | 13<br>(26%) | 19<br>(35%) | 29<br>(32%) | 44<br>(33%) | 78<br>(34%) |             |   |
|        | IV  | 17<br>(26%) | 25<br>(35%) | 42<br>(32%) | 85<br>(33%) |             |             |   |
|        | V   | 23<br>(26%) | 39<br>(35%) |             |             |             |             |   |

注) ( ) 内は、本数間伐率。間伐の実施時期については、伊那谷地域森林計画書の間伐指針を参照。

標準伐期以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は次のとおりとする。

| 区分      | 平均的な間伐間隔 |
|---------|----------|
| 標準伐期齢未満 | 10年      |
| 標準伐期齢以上 | 20年      |

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎。

なお、間伐とは林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接し、葉の層が地を覆ううっ閉（樹冠疎密度が8/10以上になることをいう。）し立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいう。

材積に係る伐採率が35%以下であり、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後にその森林の樹冠疎密度が8/10以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

(2) 間伐の標準的な方法

森林の目指す姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとする。

また、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとする。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採する。

ただし、伐採によって間伐の効果が得られない立木については対象としない。

イ 列状間伐

1 列伐採、2 列残存を標準とし、列状間伐を行った後、点状間伐を行う。

1, 200～1, 300 本/ha の森林の場合、点状間伐が推奨される。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定める。

| 保育の種類 | 樹種        | 標準的な林齢及び回数   |         |              | 標準的な方法   |
|-------|-----------|--|---------|--------------|--|
|       |           | 実施時期   | 実施林齢    | 回数           |  |
| 下刈り   | 全樹種       | (1回目)<br>6月上旬～<br>7月上旬<br><br>(2回目)<br>7月下旬～<br>8月下旬 | 2～10年生  | 年1～2回        | ①目的樹種の樹高が、草本植物等の1.5倍になるまで実施する。<br>②つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施する。<br>③ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、坪刈り・筋刈りとする。<br>④生育の極めて悪いクヌギ、コナラについては、植栽後2年目に1回台切りを行う。           |
| 枝打ち   | スギ<br>ヒノキ | 11～5月  | 11～30年生 | 最大8mまでに必要な回数 | ①公益的機能別施設森林においては、林内の光環境に応じて実施する。<br>②木材生産機能維持増進森林において、病虫害等の発生を予防し、無節・完満な良質材を生産する場合に実施する。<br>③将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わない。<br>④全木枝打ちは、林内環境が激変し気象害に遭う恐れがあるため避ける。 |

|          |     |                |             |                                    |  |
|----------|-----|----------------|-------------|------------------------------------|--|
| 除伐       | 全樹種 | 5～7月<br>(9～3月) | 11～25年生     | 1～2回<br>(下刈り<br>終了後3<br>～6年の<br>間) | ①目的樹種の生長を阻害する侵入木<br>や形成不良木を除去する。ただし、生<br>育に支障とならない樹木は残す。 |
| つる<br>切り |     | 6月上旬<br>～7月上旬  | 11～30<br>年生 | (下刈り<br>終了後)<br>必要に応<br>じて<br>2～3回 | ①除伐、枝打ちと平行して実施する。  |

### 3 その他

#### (1) 間伐目標面積

健全な森林を育成するために森林資源の齢級配置からみて、今計画期間中に間伐を実施することが望ましい森林面積は、労働力、資金力等を勘案し次のとおり計画する。

| 目 標 面 積               |                      | 備 考 |
|-----------------------|----------------------|-----|
| 前 期<br>(平成30年度～令和4年度) | 後 期<br>(令和5年度～令和9年度) |     |
| 400 ha                | 400 ha               |     |

飯島町内での間伐実績から、1年80haの間伐を目標として算出を行った。

#### (2) 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、早急に実施する必要があるもの(以下、「要間伐森林」という。)について、要間伐森林であること並びに当該森林において実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について、森林所有者等に対して通知を行うこととする。

#### (3) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとする。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行うこととする。

#### (4) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

#### 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定する。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定する。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

###### (1) 水源かん養機能維持増進森林

###### ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域、水源地周辺の森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など、水源かん養機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を「別表1」により定める。

当町では、水源かん養保安林を中心に、特に水道水源地の上流域等において、区域設定を行った。

###### イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小・分散を図る。以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、「別表1」により定める。

| 区域            | 樹種   |      |     |     |        |     |     |     |        |
|---------------|------|------|-----|-----|--------|-----|-----|-----|--------|
| 水源かん養機能維持増進森林 | カラマツ | アカマツ | ヒノキ | スギ  | その他針葉樹 | クヌギ | ナラ類 | ブナ  | その他広葉樹 |
|               | 50年  | 50年  | 55年 | 50年 | 70年    | 25年 | 30年 | 80年 | 30年    |

###### (2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源かん養機能維持増進森林以外の森林

###### ア 区域の設定

次の①から④に掲げる森林の区域を「別表2」により定める。

① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林などの保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

当町では、近年の災害履歴や法令指定区域等を踏まえ、災害が起こると人家等に被害の恐れがある森林区域を設定した。

② 快適環境形成機能維持増進森林

該当なし

③ 保健文化機能維持増進森林

県立公園、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一帯となり優れた自然景観を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

当町では、シオジ平公園から千人塚公園のある与田切川沿線など、町民が森林を有効利用する地域を中心に区域を設定した。

④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図り、

- ・天然の力を活用した施業
- ・風や騒音等の防備、大気浄化のために有効な森林構成の維持を図る施業
- ・憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業
- ・美的景観の維持・形成に配慮した施業

を推進する。

次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

それ以外の「ア 区域設定」の①から④までに掲げる森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変化点のある箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分のある箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、土壌内に異常な帯水層がある箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等

② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和・騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 湖沼、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見される森林、ハイキング、キャン

プ場の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められている森林等

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、「別表2」により定める。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

| 区域        | 樹種          |             |             |             |              |             |             |              |             |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
|           | カラマツ        | アカマツ        | ヒノキ         | スギ          | その他<br>針葉樹   | クヌギ         | ナラ類         | ブナ           | その他<br>広葉樹  |
| アの①から④の森林 | おおむね<br>80年 | おおむね<br>80年 | おおむね<br>90年 | おおむね<br>80年 | おおむね<br>120年 | おおむね<br>30年 | おおむね<br>40年 | おおむね<br>140年 | おおむね<br>40年 |

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を「別表3」により定める。

当町においては、特に森林経営計画を策定すべき森林や、人天種に係らず木材生産が可能な森林地域を設定している。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、「別表3」により定める。

当町においては、以下の1～5の全てに該当する森林地域を設定している。

- 1 人工林が過半
- 2 地位3以上の森林が過半
- 3 平均傾斜が30度以下
- 4 道から林小班までの距離が200m以内
- 5 制限林は除外

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進し、森林施業の集約化、路網整備や機

械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとする。

| 施業種 |        | 施業の方法   |
|-----|--------|---|
| 植 栽 |        | 主伐の実施後 5 年経過しても更新が図られていない場合、期待成立立木数に 10 分の 3 を乗じた本数に不足する本数を植栽する。植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を 2 年以内に植栽する。 |
| 間 伐 |        | おおむね 5 年後に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の 35% 以内の伐採とする。                                     |
| 主伐  | 林 齢    | 標準伐期齢以上   |
|     | 伐採方法   | 皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して 20ha を超えないこと。<br>伐採後の造林を天然更新（ぼう芽更新を除く）による場合は、伐採率 70% 以下の伐採とする。                    |
|     | 伐採立木材積 | 伐採材積が年間成長量に 100 分の 120 を乗じて得た値（カメラルタキセ式補正 ※1）に相当する材積に 5 を生じて得た材積以下とする。                                  |

※1 伐採材積が年間成長量に 100 分の 120 を乗じて得た値

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。（アカマツの天然下種更新を行う森林等は除く。）

【別表 1】

| 区 分               | 施業の方法         | 森林の区域  | 面積 (ha) |
|-------------------|---------------|--|---------|
| 水源かん養機能<br>維持増進森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | 02 と、03 い～に・へ・と、04 い～は、05 ろ～ほ、06 い～は、08 い～は、09 い・ろ、10 い～ほ、11 い・ろ、12 い～に、14 い・は～ほ・と、15 い～ほ、16 い～は、17 は、18 に、54 ほ、65 に・ほ | 816.71  |

【別表 2】

| 区 分                 | 施業の方法              | 森林の区域  | 面積 (ha) |
|---------------------|--------------------|--|---------|
| 山地災害防止、土壌保全機能維持増進森林 | 複層林施業を推進すべき森林      |  | 0       |
|                     | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | 01 い、02 に・へ・ち、03 は～ほ、05 い、09 い・ろ、13 い、14 ろ・ほ・へ、17 い～は、18 い～に、19 い～に、20 い・ろ、22 い～は、24 い・ろ、26 ろ～に、27 は～ほ、28 い、30 い・ほ・へ、31 ほ～と、32 ろ・へ、33 ろ・へ・と、34 い、35 い・ろ、36 い・ほ・へ、37 い～に、38 い～に・へ・と、41 は、42 い・は、43 い・は～ほ、44 い・は、45 い～に、47 い～は、48 い～は・ほ、49 は・ほ、51 い、52 い・ほ～と、53 い・に、54 い～に、55 い～は、56 い～に、57 い～は、58 い・は～ほ、59 い～は、60 い～に、62 い～は、63 い・に、64 い・ろ、65 ろ～に、へ | 662.31  |
|                     | 長伐期施業を推進すべき森林      | 46 い・ろ   | 18.24   |
|                     | その他                |  | 0       |
|                     | 複層林施業を推進すべき森林      |  | 0       |
| 機能維持増進森林<br>快適環境形成  | 複層林施業を推進すべき森林      |  | 0       |
|                     | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 |  | 0       |
|                     | 長伐期施業を推進すべき森林      |  | 0       |

|                                  |                         |  |        |
|----------------------------------|-------------------------|--|--------|
| 保健文化機能維持増進森林                     | 複層林施業を推進すべき森林           |  | 0      |
|                                  | 択伐による複層林施業を推進すべき森林      | 10 へ、13 い～は、14 ろ・ほ・へ、20 い～は、40 い、47 は・に、65 い・ろ・へ | 122.82 |
|                                  | 長伐期施業を推進すべき森林           |  | 0      |
|                                  | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 |  | 0      |
|                                  | その他                     |  | 0      |
| その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林           |  | 0      |
|                                  | 択伐による複層林施業を推進すべき森林      |  | 0      |
|                                  | 長伐期施業を推進すべき森林           |  | 0      |

【別表 3】

| 区 分                            | 公益的機能<br>との重複 | 施業の方法                                   | 森林の区域   | 面積 (ha) |
|--------------------------------|---------------|---|---|---------|
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 |               | 皆伐                                      | 01は、02に～へ、03い・ほ、04ろ・は、05い、10に～へ、14へ、17い、18ろ、21ほ、22い・は、23い～は、24ろ・は、25ろ、26ろ・は・ほ・へ、27ろ・に・ほ、28ろ、29い、30い・は～ち、31は・に・へ、32い・に～と、33い～は・ほ・と～り、34い、35い・ろ、36い・ろ・ほ、37は・に、38い～に・へ・と、41は・に、42は、43い、44い・は、45ろ～に、46い～に、47は・に、48い・ろ・に、49ろ・に、50い～は、51は・に、52い～と、53い・に、57は、58い・に、59は・に、60ほ、61い～は、63い～は、64い～は | 913.61  |
| 特に効率的な施業が可能な区域                 |               | 皆伐<br>※人工林については、原則として主伐後には植栽による更新を行うこと。 | <u>01ろ、02い～は、20は、22ろ、24い、25い・は、26い・に、27い・は・へ、28い、29ろ・は、30ろ、31い・ろ・と、32ろ・は、33に・へ、36は・に・へ、37い・ろ、38ほ、41い・ろ、42い・ろ、43ろ・ほ、44ろ、47い・ろ、48は・ほ・へ、49い・へ、50に、51い・ろ、53ろ・は、56ろ・は、57い・ろ、58ろ、59ろ・は、63に・ほ、64に、65ろ・は</u>  | 351.70  |

|                                |             |            |   |        |
|--------------------------------|-------------|------------|---|--------|
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 水源かん養       | 伐期の延長      | 02と、03い～に・へ・と、04は、05ろ～ほ、06い、08は、09い・ろ、10い～ほ、11い・ろ、12い～に、14い・は～ほ・と、15い～ほ、16い～は、17は、18に、65ほ   | 649.74 |
|                                | 山地災害防止/土壌保全 | 複層林施業      |   | 0      |
|                                |             | 択伐による複層林施業 | 02に・へ・ち、03は～ほ、05い、09い・ろ、13い、14ほ、17い～は、18い・ろ・に、19に、27は・に、28い、30い・へ、31ほ～と、32ろ、33ろ、37ろ、38い・ろ、42い、43い・は～ほ、48ろ・は・ほ、49は・ほ、51い、52い・ほ～と、53い・に、55い～ろ、56い～に、57い・ろ、58い・は～ほ、59い～は、60い～に、62い～は、63に、65ろ・は・へ | 425.01 |
|                                |             | 長伐期施業      |   | 0      |
|                                |             | その他        |   | 0      |
|                                | 快適環境形成      | 複層林施業      |   | 0      |
|                                |             | 択伐による複層林施業 |   | 0      |
|                                |             | 長伐期施業      |   | 0      |
|                                | 保健文化        | 複層林施業      |   | 0      |
|                                |             | 択伐による複層林施業 | 10へ、13い・は、14ほ、20は、65ろ・へ   | 43.71  |
|                                |             | 長伐期施業      |   | 0      |
|                                |             | その他        |   | 0      |
|                                | その他公益的機能    | 複層林施業      |   | 0      |
|                                |             | 択伐による複層林施業 |   | 0      |
|                                |             | 長伐期施業      |   | 0      |

### 3 その他

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林林業関係のNPO法人による施業実施協定の参加を推進するための支援として、森林整備協定を実践しているグループやNPO法人等に対して、国、県等関係機関と協力し、各種研修を実施することで、技術力の向上を図る。

また、森林所有者に対して積極的な広報活動を行うことにより、手入れの重要性を理解してもらい、上記NPO法人等への情報提供を行います。

#### (2) その他

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町における個人森林所有者は1ha未満の小規模所有者が多く、森林所有者の高齢化が進んでいることから、自ら森林を効率的かつ適正に管理することが困難になっている。

このため、森林施業を計画的、効率的に行うために、不在者又は高齢等のため森林の管理を行うことができない森林所有者と意欲ある森林組合等林業事業体との森林経営計画による長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

地域単位に組織された「地区の協議会」等を活用し、森林組合等林業事業体、NPO法人、林業普及指導員、地域指導者等と連携を図りながら、森林経営計画による森林の施業又は管理の実施等について森林所有者の理解を深めるため、地区単位の懇談会の開催など普及啓発活動を展開する。

また、森林組合等の林業事業体へは、森林経営計画の受委託に必要な森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、経営規模拡大を促進して林業事業体の基盤の強化を図っていく。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

#### (1) 経営の受託の方法

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法は、森林所有者及び森林組合等の林業事業体等で前者の所有する森林経営を目的とした森林経営計画のための委託契約を締結するよう指導を図る。

森林経営計画は、林班もしくは複数林班単位の計画であり、該当林班面積の1/2以上の計画面積がなければ計画の認定ができないが、他の林業事業体等（県・市町村も含む）と共同で森林経営計画を作成することで、面積要件を満たす事ができる場合は、必ず共同の森林経営計画を作成し、小規模な林業事業体でも、森林経営計画に基づく計画的な森林施業が行えるように、地域合意に基づく森林管理の主体となる者、地域指導者、市町村、林業普及指導員等が連携する体制の強化を図る。

## (2) 育成権の委託等

上記の受委託契約の内容には、森林所有者から当該森林に係る立木の育成権、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねられている事が必要になることを所有者に周知すること。

## 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

(2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

## 5 その他

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

1 ha 未満の小規模な森林所有者が多い当町では、森林施業を計画的、効率的に行うために施業の共同化を図る必要がある。

そのために、森林組合、林業普及指導員、地域指導者等と連携して、地区単位の懇談会等の開催を通じて森林所有者の意向を把握し、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

1 ha 未満の小規模な森林所有者が多い当町では、施業の共同化を助長し合理的な林業経営を推進する必要がある。そのため、森林施業地区を定め、施業実施協定の締結等の集約化を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、啓発、普及活動を通じ森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、不在森林所有者については、森林組合がダイレクトメール等を利用して、林業経営へ参画意欲の拡大を図り施業実施協定等の集約化への参画を促すこととする。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 森林施業の共同化を実施する者（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の

当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として、施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業者等への共同委託により実施するよう指導を図る。

- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者が行うよう指導を図る。
- (3) 共同施業実施者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図る。
- (4) 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めるよう指導を図る。

#### 4 その他

該当なし

### 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

作業路網の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であり、森林の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興、生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、作業路の整備は、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

- ① 森林所有形態が小規模の場所では、きめ細やかな森林施業を実施するために作業路の整備は重要であるため、既設の林道、作業路との調整を図りながら整備を図る。
- ② 森林作業道の作設においては、平成 24 年 2 月の「長野県林内路網整備指針」を活用した路網配置計画を策定し、路網作設を行う事を基本とする。
- ③ 素材の安定供給を積極的に行うため、路網整備等推進区域を広範囲に渡り設置して森林資源の利用拡大を行う。

設置した路網を拠点に、森林の公益的機能の維持管理を持続的に行うものとする。

#### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮する。

また、搬出間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなる路網と、高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した開設とする。

その際の目安として、「表 1-1」に路網密度の水準を定める。

(用語の解説)

「林道」・・・一般車両の走行を想定する道

「林業専用道」・・・主として森林施業用の車両の走行を想定する道

「森林作業道」・・・集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する道

【表1-1】 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 (単位：m/ha)

| 区分                | 作業システム | 基幹路網密度 |       |       | 細部路網密度 | 合計      |
|-------------------|--------|--------|-------|-------|--------|---------|
|                   |        | 林道     | 林業専用道 | 小計    | 森林作業道  |         |
|                   |        |        |       |       |        |         |
| 緩傾斜地<br>0～15° 未満  | 車両系    | 15～20  | 20～30 | 35～50 | 65～200 | 100～250 |
| 中傾斜地<br>15～30° 未満 | 車両系    | 15～20  | 10～20 | 25～40 | 50～160 | 75～200  |
|                   | 架線系    | 20     |       |       | 0～35   | 25～75   |
| 急傾斜地<br>30～35° 未満 | 車両系    | 15～20  | 0～5   | 15～25 | 45～125 | 60～150  |
|                   | 架線系    | 20     |       |       | 0～25   | 15～50   |
| 急峻地<br>35° ～      | 架線系    | 5～15   | —     | 5～15  | —      | 5～15    |

(注) 当該水準は、木材搬出予定箇所には適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するために路網整備を推進する。

## 3 作業路網の整備

### (1) 基幹路網

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、下記の規程及び指針に基づき基幹路網作りを行うこととする。

| 規格・構造の根拠     | 備考                         |
|--------------|----------------------------|
| 林道規程         | 昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁官通知  |
| 林業専用道作設指針    | 平成22年9月24日22林整整第602号林野庁官通知 |
| 長野県林業専用道作設指針 | 平成23年4月15日23信木第39号林務部長通知   |
| 長野県林内路網整備指針  | 平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知  |

#### イ 基幹路網の整備計画

林道、林業専用道の開設・拡張に関する計画については、「表2-1」のとおりとする。

【表2-1】 林道、林業専用道の開設・拡張計画 (単位 延長：km 面積：ha)

| 開設/拡張  | 種類   | 区分 | 位置  | 路線名 | 延長及び(箇所数)   | 利用区域面積 | 前半5ヵ年分 | 対図番号 | 備考   |
|--------|------|----|-----|-----|-------------|--------|--------|------|------|
| 拡張(改良) | 自動車道 | 林道 | 飯島町 | 横根山 | 200<br>(10) | 993    | ○      | 2756 | 法面保全 |

|            |      |    |     |           |               |       |   |                      |              |
|------------|------|----|-----|-----------|---------------|-------|---|----------------------|--------------|
| 拡張<br>(改良) | 自動車道 | 林道 | 飯島町 | 駒ヶ岳       | 100<br>(5)    | 350   |   | 2755                 | 法面保全         |
| 拡張<br>(改良) | 自動車道 | 林道 | 飯島町 | 寺社平       | 500<br>(2)    | 42    | ○ | 5808<br>5809<br>2816 | 局部改良         |
| 拡張<br>(改良) | 自動車道 | 林道 | 飯島町 | 斧研沢       | 800<br>(4)    | 33    |   | 2817                 | 法面保全<br>局部改良 |
| 拡張<br>(舗装) | 自動車道 | 林道 | 飯島町 | 横沢        | 1,000         | 574   |   | 2764                 |              |
| 拡張<br>(舗装) | 自動車道 | 林道 | 飯島町 | 駒ヶ岳       | 500           | 350   | ○ | 2755                 |              |
| 拡張<br>(舗装) | 自動車道 | 林道 | 飯島町 | 北の沢       | 200           | 67    |   | 2678                 |              |
| 拡張<br>(舗装) | 自動車道 | 林道 | 飯島町 | 寺社平       | 1,600         | 42    |   | 5808<br>5809<br>2816 |              |
| 拡張<br>(舗装) | 自動車道 | 林道 | 飯島町 | 辰巳ヶ<br>沢入 | 2,200         | 170   | ○ | 2752                 |              |
| 開設計        |      |    |     |           | 7,100<br>(21) | 2,621 |   |                      |              |

#### ウ 基幹路網の維持管理

林道、林業専用道、森林作業道の開設、拡張にあたっては管理者を定め、台帳等を作成して適切に管理することとする。

#### (2) 細部路網

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、下記の規程及び指針に基づき開設する。

| 規格・構造の根拠     | 備考                        |
|--------------|---------------------------|
| 森林作業道作設指針    | 平成22年11月17日林整第656号林野庁官通知  |
| 長野県森林作業道作設指針 | 平成23年8月1日23森推第325号林務部長通知  |
| 長野県内路網整備指針   | 平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知 |

#### イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設、拡張にあたっては管理者を定め、台帳を作成して適切に管理すること。

## 4 その他

該当なし

【表3-1】 必要とされている施設の整備等

| 施設の種類  | 位置 | 規模 | 対図番号 | 番号 |
|--------|----|----|------|----|
| (該当なし) |    |    |      |    |

## 第8 その他

### 1 林業に従事する者の養成及び確保

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した共同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

#### (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

##### ア 林業労働者の育成

林業に従事する者の養成及び確保については、これまで地域の森林整備を担ってきた農家林家の減少により林業従事者の確保が困難となっているため、森林組合等林業事業体を中心に進めることとする。

このため、森林組合等林業事業体における雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保及び事業量の安定的確保、生産性の向上、従事者の養成等を総合的に促進するとともにその支援体制の整備に努める。

##### イ 林業後継者等の育成

- ① 農業を含む農林業後継者は労働強度等の労働環境条件の厳しき及び収入が不安定であることなどから、現状では増加は期待できない。このため森林組合労務班への期待が大きくなっており、森林組合の体質を改善し協同組合としての機能を十分発揮できるよう育成強化する。
- ② 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討することとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとする。
- ③ 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

#### (3) 林業事業体の体質強化方策

魅力ある就労の場をつくることを目標として、長野県や（一財）長野県林業労働財団が実施する事業の活用を推進し、労働条件の改善等を積極的に支援する。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

### (1) 林業機械化の促進方向

森林施業は森林組合を中核とし、素材生産業者等により行われているが、林業機械の導入が遅れている。

また、林業就労者の減少及び高齢化等で、安定的な労働力確保が困難な状況であることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を推進する。

#### 【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】

| 作業の種類 |               | 現 状         | 将 来        |
|-------|---------------|-------------|------------|
| 伐 倒   | 町内一円<br>(急傾斜) | チェーンソー      | 左記高性能機械の増台 |
| 造 材   |               | プロセッサ・ハーベスタ |            |
| 集 材   |               | タワーヤーダ      |            |
|       |               | ウインチ付グラップル  |            |
| 運 材   |               | フォワーダ       |            |
| 造 林   | 地拵、下刈         | チェーンソー、草刈機  | チェーンソー、草刈機 |
| 保 育   | 枝打            | 人力、チェーンソー   | チェーンソー     |

### (2) 林業機械化等の促進方策

ア 森林組合によるスイングヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入

イ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため県の実施する研修会等への積極的参加

## 3 林産物の利用促進に必要な施設の整備

森林資源の成熟にともない、今後、間伐材を中心とした地域材の有効利用が期待されている。

こうした状況の中で、当地域における流通・加工体制については、南信木材センターへの出荷が多数であり、製材工場も小規模の個人経営で規模の拡大も余り望めない現状であるため、近隣の市町村及び木材加工事業者等と連携し、加工体制の整備に必要な施設等について研究を行う。

| 施設の種類 | 現 状 (参考) |    |      | 計 画 |    |      | 備 考 |
|-------|----------|----|------|-----|----|------|-----|
|       | 位置       | 規模 | 対図番号 | 位置  | 規模 | 対図番号 |     |
| 該当なし  |          |    |      |     |    |      |     |

### Ⅲ 森林の保護

#### 第1 鳥獣害の防止

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を「別表4」のとおり定める。

###### (2) 鳥獣害の防止方法

貴重な動植物の保護に留意して森林整備等を進めるとともに、広葉樹の誘導・育成、針広混交林の導入等を通じ、野生鳥獣の生息環境にも配慮した森林づくりを進める。

また、ニホンジカ等の獣害防止対策については、忌避剤や防護柵等の補助事業を活用して防護に努めるほか、パトロール等による監視の強化を図ることとする。

##### 2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者、森林所有者等からの情報収集により行う。

###### 【別表4】

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---------|-------|---------|
| ニホンジカ   | 53 林班 | 60.05   |

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

##### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

松くい虫の被害は、近年横ばい状態ではあるが依然として高齢級の松林を中心に被害が発生している。このような状況から、被害木の伐倒駆除及び守るべき松林での地上散布、樹幹注入を実施する。

松くい虫等森林病虫害被害が拡大した森林のうち、更新を図ることが適当な森林については、植生の遷移も考慮しつつ健全な森林への移行を促進する。また、移行の際に発生するアカマツ等森林資源の有効活用を図るものとする。

##### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施する。

##### 3 林野火災の予防の方法

広報等を利用し住民への周知を実施していく。また定期的なパトロールを実施する。

#### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第 21 条および飯島町火入れに関する条例に基づき実施しなければならない。そのため下記の事に留意する。

| 項 目            | 内 容  |
|----------------|--|
| 火入れの許可申請の必要な範囲 | 森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）   |
| 火入れの目的         | ア 造林のための地ごしらえ<br>イ 開墾準備<br>ウ 害虫駆除<br>エ 焼畑<br>オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）  |
| 許可条件           | 期間 7 日以内<br>面積 1 件当たり 5ha 以内<br>ただし、火入れ地を 1ha 以下に区画し、その 1 区画に火入れを行い、消火した事を確認してから次の 1 区画の火入れを行う場合はこの限りではない。<br>従事者 1ha まで 15 人以上<br>※ 1ha を超える場合は、超える面積 1ha につき 10 人を加えた人数                  |
| 申請方法           | 火入れを行う前日までに町長に必要書類を提出する。   |
| 申請に必要なもの       | ① 火入れ許可申請書<br>② 火入れ（野焼き）を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図（ないときは担当に相談）<br>③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書<br>④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し   |
| その他            | ①従事者は、火入れの際に火入れ許可証を携帯する。<br>②火入れ許可の期間中であっても、強風注意報や乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは火入れを行わないようにする。<br>③森林法第 21 条、22 条項及び自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護法、消防許可法等の関係規定に基づき実施する。<br>④許可後において、気象等の状況に変化があった場合には火入れは中止とする。 |

#### 5 その他

該当なし

## IV 森林の保健機能の増進

森林の保健機能の増進を図るため、次に掲げる森林について次に示す事項に従って適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

### 1 保健機能森林の区域

該当なし

| 森林の所在 |     | 森林の林種別面積 (h a) |     |     |      |    |     | 備 考 |
|-------|-----|----------------|-----|-----|------|----|-----|-----|
| 位置    | 林小班 | 合計             | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | その他 |     |
|       |     |                |     |     |      |    |     |     |

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法

| 施業の区分 | 施 業 の 方 法                                    |
|-------|--|
| 伐 採   | 択伐を原則とする。                                    |
| 造 林   | 伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。 |
| 植 栽   | 植栽は、出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。              |
| 保 育   | 当該森林では、特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとする。     |

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

#### (1) 整備することが望ましい森林保健施設

| 地区名  | 施設名 |
|------|-----|
| 該当なし |     |

#### (2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

該当なし

#### (3) 立木の期待平均樹高

| 樹 種  | 期待平均樹高 (m) | 備 考 |
|------|------------|-----|
| 該当なし |            |     |

### 4 その他

該当なし

## V その他森林の整備に必要な事項

### 1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画するよう指導することとする。

なお、森林経営計画の作成は、地域で取組む林業経営団地など、積極的に木材生産を行う森林を中心に進める。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第4の特に効率的な施業が可能な森林における人工林主伐後の植栽

エ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

| 区域名  | 林班 | 区域面積 (ha) |
|------|----|-----------|
| 該当なし |    |           |

### 2 生活環境の整備

空き家情報の提供等を通じて、林業に従事するUIJターン者の定住促進を行う。

### 3 森林整備を通じた地域振興

当町における素材の生産流通・加工については、森林資源が高齢化してきているにも関わらず低迷している。この状況を改善し地域材の利用促進を図るため、上伊那林業振興推進協議会とも連携を密にし、活用できる事業は取入れ地域振興に努めていく。

また、木質バイオマスの活用として、間伐材や製材・建築端材等の未利用木材を新しいエネルギー資源として活用するため、森林組合による木質燃料の製造とペレットストーブ等の普及により地域の林産業の活性化を図る。

### 4 森林の総合利用の推進

(1) シオジ平周辺の森林については、森林や自然とのふれあいの場として期待していることから、自然な景観を維持するとともに、休憩施設、管理施設、遊歩道等の整備を進め

ることとする。ただし、公園に通じる林道は、土砂崩落による危険が高いため、車等での通行のためには今後も適宜整備が必要である。

- (2) 傘山登山道入り口にある池の平地籍の「町民の森」は、ヒノキ林として他の模範となるような森林整備を行なう。また、町民の憩いの場となるよう住民参加での整備を進めることとする。
- (3) 与田切公園周辺及び千人塚周辺の森林は、優良な里山林が残されており、住民の憩いの場にもなっている。このため、この地区の里山林を保全するとともに、今まで以上の自然散策の拠点となるよう、不良木の除去、萌芽更新、特定広葉樹の植栽、遊歩道等の整備を行なうこととする。

## 5 住民参加による森林の整備

### (1) 地域住民参加による取組み

- ① 区又は集落等で所有している山林については、今後とも非林家も含めた地域住民ぐるみで森林の整備に取り組むものとする。また、将来に森林資産を引き継ぐため、高齢者や経験者は将来を託す地域の若者に森林の境界や森林整備の要領等伝える努力をするものとする。
- ② 里山の整備は、ボランティアや林業体験を活用して、森林整備を進めるものとする。
- ③ 将来を担う小中学生や「みどりの少年団」等は、「森の学校」通じて、森林の役割や自然の大切さを学ぶとともに、ふるさとへの愛着を醸成するため、造林保育等の森林づくりへの直接参加を働きかけるものとする。
- ④ 「緑の募金」事業を通じて、一般住民の森林整備等に対する意識の高揚を図るものとする。
- ⑤ 都市と農村との交流の一環として、林業体験を取入れ、森林整備作業を通じて、森林の果たしている役割の大切さを学習するとともに、林業の現状と課題等の理解を得るよう務めるものとする。

### (2) 上下流連携による取組み

上伊那地域振興局林務課、駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村、上伊那森林組合で構成する伊南林業振興推進協議会を通じ、連絡協調を密にし、林業行政及び林業技術等の情報交換を行い、伊南地区の林業の推進を図るとともに、下流側との連携についてさらに検討を進める。

### (3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

森林組合以外の林業事業者とも連携を密にし、積極的に施業実施協定の締結に務める。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととする。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

| 区域     | 作業種 | 面積 | 備考 |
|--------|-----|----|----|
| (該当なし) |     |    |    |

7 その他

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 森林景観整備

森林を自然環境資源との観点からも啓発や整備を推進する。

当町の国道・県道・町道沿線の個人林は、特に森林整備の遅れが目立っており、このような状況の個人林に対して、間伐、除伐施業を推進し、景観の整備を促進する。

(3) 町有林の整備

当町は現在人工林を中心に 1,376.73ha の森林を所有しており、林務委員会を中心に境界巡視を行い、町有林の整備・育成・保護等に努める。施業等については森林経営計画を樹立したうえで森林組合等へ委託し、実施することとする。

(4) 水資源保全のための森林保全

水源地区の森林については、以下の手法により森林保全を図る。

- ①保安林の指定を受ける。
- ②長野県水環境保全条例による水道水源保全地区の指定を受ける。
- ③公有林化を促進する。

(5) 水道水源保全地区

平成 11 年に指定を受けた長野県水環境保全条例に基づく山ノ田水道水源保全地区（118ha）は別紙のとおりとする。水道水源保全地区内において、次の行為をする場合には、知事に協議し、その同意を得る必要がある。

- ①ゴルフ場の建設
- ②廃棄物最終処分場の設置
- ③土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が 1ha を超えるもの。

なお今後は、保全地区東側に隣接する駒ヶ根市の民有林についても、駒ヶ根市と連携をとり保全に努める。

(6) 文化財保護法に関する事項

別紙「飯島町遺跡分布図」のとおりとする。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

| 意見聴取日              | 意見聴取方法      | 相手方      |
|--------------------|-------------|----------|
| 平成30年2月            | 計画書の送付による   | 南信森林管理署  |
| 平成30年2月1日<br>2月23日 | 計画書の諮問による   | 飯島町林務委員会 |
| 平成30年2月22日         | 〃           | 町議会      |
| 平成31年1月31日         | 変更計画書の諮問による | 飯島町林務委員会 |
| 令和2年1月30日          | 〃           | 〃        |
| 令和2年2月12日          | 変更計画書の送付による | 南信森林管理署  |
| 令和4年2月8日           | 変更計画書の諮問による | 飯島町林務委員会 |
| 令和4年月日             | 変更計画書の送付による | 南信森林管理署  |

2 公告・縦覧期間

(当初) 平成30年1月29日 ～ 平成30年2月28日

(前回変更) 令和2年1月31日～令和2年3月2日

(今回変更) 令和4年1月12日～令和4年2月10日

3 計画書作成担当者

| 課・係        | 職  | 氏名     | 備考 |
|------------|----|--------|----|
| 産業振興課      | 課長 | 久保田 浩克 |    |
| 産業振興課      | 課長 | 堀越 康寛  |    |
| 産業振興課耕地林務係 | 係長 | 佐々木 勉  |    |
| 産業振興課耕地林務係 | 主査 | 矢原 辰則  |    |
| 産業振興課耕地林務係 | 主任 | 那須野 友章 |    |
| 産業振興課耕地林務係 | 主任 | 松下 知冬  |    |
| 産業振興課耕地林務係 | 主事 | 堀内 康佑  |    |

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

| 所属       | 課・係    | 職               | 氏名     | 備考 |
|----------|--------|-----------------|--------|----|
| 上伊那地域振興局 | 林務課普及係 | 担当係長            | 井原 由紀恵 |    |
| 上伊那地域振興局 | 林務課    | 主任森林経営<br>専門技術員 | 百瀬 浩行  |    |

5 計画の公表計画

| 公表の方法     | 時期         | 備考 |
|-----------|------------|----|
| 市町村ホームページ | 計画樹立後1ヶ月以内 |    |
|           |            |    |

## VI 参考資料

### 1 人口及び就業構造

#### (1) 年齢層別人口形態

| 年齢層    | 性別 | 実数（人） |      |      | 構成比（%） |       |       |
|--------|----|-------|------|------|--------|-------|-------|
|        |    | 27    | 28   | 29   | 27     | 28    | 29    |
| 0～14歳  | 男  | 591   | 569  | 569  | 6.03   | 5.81  | 5.86  |
|        | 女  | 541   | 546  | 527  | 5.52   | 5.58  | 5.43  |
|        | 計  | 1132  | 1115 | 1096 | -      | -     | -     |
| 15～29歳 | 男  | 661   | 654  | 639  | 6.75   | 6.68  | 6.58  |
|        | 女  | 656   | 666  | 630  | 6.69   | 6.80  | 6.49  |
|        | 計  | 1317  | 1320 | 1269 | -      | -     | -     |
| 30～44歳 | 男  | 807   | 795  | 783  | 8.23   | 8.12  | 8.07  |
|        | 女  | 775   | 780  | 774  | 7.91   | 7.96  | 7.97  |
|        | 計  | 1582  | 1575 | 1557 | -      | -     | -     |
| 45～64歳 | 男  | 1314  | 1306 | 1253 | 13.41  | 13.33 | 12.91 |
|        | 女  | 1267  | 1239 | 1215 | 12.93  | 12.65 | 12.52 |
|        | 計  | 2581  | 2545 | 2468 | -      | -     | -     |
| 65歳以上  | 男  | 1395  | 1401 | 1446 | 14.23  | 14.30 | 14.89 |
|        | 女  | 1794  | 1839 | 1872 | 18.30  | 18.77 | 19.28 |
|        | 計  | 3189  | 3240 | 3318 | -      | -     | -     |
| 総計     | 男  | 4768  | 4725 | 4690 | 48.65  | 48.24 | 48.31 |
|        | 女  | 5033  | 5070 | 5018 | 51.35  | 51.76 | 51.69 |
|        | 計  | 9801  | 9795 | 9708 | 100    | 100   | 100   |

（出典：平成27～29年住民基本台帳人口要覧Ⅰ）

#### (2) 産業部門別就業者数等

|            | 年次  | 総数    | 第1次産業 |      |      |       | 第2次産業 | 第3次産業 | その他  |
|------------|-----|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|------|
|            |     |       | 農業    | 林業   | 漁業   | 小計    |       |       |      |
| 実数<br>(人)  | 27年 | 5,237 | 865   | 5    | 1    | 871   | 2,002 | 2,350 | 14   |
|            | 22年 | 5,327 | 841   | 7    | 1    | 849   | 2,103 | 2,363 | 12   |
|            | 17年 | 6,118 | 1,120 | 4    | 0    | 1,124 | 2,625 | 2,358 | 11   |
| 構成比<br>(%) | 27年 | 100   | 16.52 | 0.10 | 0.02 | 16.63 | 38.23 | 44.87 | 0.27 |
|            | 22年 | 100   | 15.79 | 0.13 | 0.02 | 15.94 | 39.48 | 44.36 | 0.23 |
|            | 17年 | 100   | 18.31 | 0.07 | 0    | 18.37 | 42.91 | 38.54 | 0.18 |

（出典：平成27、22、17年 国勢調査）

## 2 土地利用

|            | 年次  | 総土地面積 | 農地    | 草地面積 | 森林    | 原野 | その他面積 |
|------------|-----|-------|-------|------|-------|----|-------|
| 実数<br>(ha) | 27年 | 8,694 | 1,313 | 0    | 6,289 | 0  | 1,092 |
|            | 20年 | 8,694 | 1,338 | 0    | 6,277 | 0  | 1,079 |
|            | 19年 | 8,694 | 1,343 | 0    | 6,257 | 0  | 1,094 |
| 構成比<br>(%) | 27年 | 100   | 15.10 | 0    | 72.34 | 0  | 12.56 |
|            | 20年 | 100   | 15.39 | 0    | 72.20 | 0  | 12.41 |
|            | 19年 | 100   | 15.45 | 0    | 71.97 | 0  | 12.58 |

(出典：国土利用計画 第3次飯島町計画)

## 3 森林転用面積

該当なし

| 年次  | 総数 | 工場・事業場用地 | 住宅・別荘用地 | ゴルフ場・レジャー用地 | 農用地 | 公共用地 | その他 |
|-----|----|----------|---------|-------------|-----|------|-----|
| 28年 | ha | ha       | ha      | ha          | ha  | ha   | ha  |

## 4 森林資源の現況等

所有形態別

### (1) 在(町)者・不在(町)者別私有林面積

| 所有形態 | 不在    |        | 在       | 不明    | 構成比(%) | 総計      |
|------|-------|--------|---------|-------|--------|---------|
|      | 県外    | 県内     |         |       |        |         |
| 会社   | 4.51  | 7.9    | 0.73    |       | 0.76   | 13.14   |
| 共有   |       | 0.48   | 14.67   | 1.15  | 0.94   | 16.3    |
| 個人   | 37.29 | 80.85  | 1048.53 | 11.89 | 67.86  | 1178.56 |
| 社寺   |       |        | 39.95   |       | 2.30   | 39.95   |
| 集落   |       |        | 257.88  |       | 14.85  | 257.88  |
| 団体   |       | 167.14 | 24.25   |       | 11.02  | 191.39  |
| 不明   |       |        |         | 39.45 | 2.27   | 39.45   |
| 総計   | 41.8  | 256.37 | 1386.01 | 52.49 | 100.00 | 1736.67 |

(出典：H29 森林簿データ)

(2) 保有山林面積規模別林家数

| 面積規模   | 林家数   |         |   |           |    |       |
|--------|-------|---------|---|-----------|----|-------|
| ～1ha   | 1,248 | 10～20ha | 5 | 50～100ha  | 4  |       |
| 1～5ha  | 273   | 20～30ha | 1 | 100～500ha | 3  |       |
| 5～10ha | 34    | 30～50ha | 2 | 500ha 以上  | 1  |       |
|        |       |         |   |           | 総数 | 1,571 |

(出典:H29 森林簿データ)

5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

| 樹種   | 齢級 | 森林の所在 |
|------|----|-------|
| 該当なし |    |       |

6 林産物の生産概況

※上伊那地域振興局管内

| 種類  | 素材                    | チップ             | 苗木        | ナメコ      |
|-----|-----------------------|-----------------|-----------|----------|
| 生産量 | 32,498 m <sup>3</sup> | 0m <sup>3</sup> | 15,500 千本 | 1,254.3t |

(出典：H28 長野県木材統計、H29 得苗成績報告、H28 特用林産物生産統計調査)

7 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

| 番号 | 所在   | 現況<br>(面積 樹種 林齢 材積等) | 経営管理実施権設定の有無 |
|----|------|----------------------|--------------|
|    | 該当なし |                      |              |